

採石法運用要領 新旧対照表

新	旧	備考欄
(2) 合格証の交付 ① 知事は、(1)の試験合格者に対し規則第8条の10に定める合格証を交付する。 ② 当該合格証を紛失・汚損し、再交付を受けようとする者は、再交付申請書（様式第8号）に写真を添付して申請しなければならない。 なお、申請にあたっては受取希望申請書（様式第31号）を併せて提出しなければならない。 (略) 第3章 採取計画の認可等 (略) 13 緑化等による跡地措置 (1) 認可業者は、当該採取を終了するにあたり、原則として周辺植生にあった緑化を行い、認可申請書に次の書類を添付しなければならない。 ① 採取終了時の全体緑化計画図 ② 採取期間中の緑化計画図 なお、<u>緑化にあたっては、緑化可能な区域から順次行わなければならない。</u> (2) 認可業者は、前項の計画に基づく緑化以外の具体的な跡地利用計画がある場合には、認可申請時または変更認可申請時に次の書類を添付しなければならない。なお、計画の策定にあたっては、<u>新たな災害が発生することのないよう、環境条件を考慮して計画しなければならない。</u> ① <u>跡地利用計画の内容が判断できる設計図及び平面図、縦横断面図等</u> ② <u>跡地利用に係る土地使用の権限を有する書面</u> ③ <u>跡地利用に係る他の行政庁の許認可等を証する書面</u> ④ <u>跡地利用計画に係る隣接地権者等の同意書</u> (3) 採掘終了時の措置については、採掘終了後の災害を防止するため、保全区域の土留工事、残壁修景、危険箇所の防護柵設置、植栽等の跡地措置を十分行った上で、岩石採取休止・廃止事前確認届書（様式第27号）並びに岩石採取休止・廃止届書（様式第28号）（第4章の(11)参照）を提出しなければならない。 岩石採取休止・廃止届書を受け取った認可権者は関係市町村長、採取場所を管轄する警察署長及び土木事務所長または工事事務所長等に対し当該届出書を受理した旨通知するとともにその写しを送付する。 (略) 附 則 1 この要領は、昭和60年5月1日から施行する。 2 この要領中第3章8の規定については、この要領施行後の採取計画の認可申請について適用し、施行前の採取計画の認可申請については、なお従前の例による。 附 則 1 この要領は、平成5年4月1日から施行する。 2 この要領の施行の前に岩石採取計画の認可申請を受理された者については、なお従前の例による。	(2) 合格証の交付 ① 知事は、(1)の試験合格者に対し規則第8条の10に定める合格証を交付する。 ② 当該合格証を紛失・汚損し、再交付を受けようとする者は、再交付申請書（様式第8号）に写真を添付して申請しなければならない。 なお、申請にあたっては受取希望申請書（様式第31号）を併せて提出しなければならない。 (略) 第3章 採取計画の認可等 (略) 13 緑化等による跡地措置 (1) 認可業者は、当該採取を終了するにあたり、原則として周辺植生にあった緑化を行い、認可申請書に次の書類を添付しなければならない。 ① 採取終了時の全体緑化計画図 ② 採取期間中の緑化計画図 なお、<u>公園及び宅地造成等の具体的な跡地利用計画がある場合は、当該計画図をもって緑化計画図に替えることができる。</u> (2) <u>前項の計画に基づく緑化は、緑化可能な区域から順次行わなければならない。</u> (3) 採掘終了時の措置については、採掘終了後の災害を防止するため、保全区域の土留工事、残壁修景、危険箇所の防護柵設置、植栽等の跡地措置を十分行った上で、岩石採取休止・廃止事前確認届書（様式第27号）並びに岩石採取休止・廃止届書（様式第28号）（第4章の(11)参照）を提出しなければならない。 (略) 附 則 1 この要領は、昭和60年5月1日から施行する。 2 この要領中第3章8の規定については、この要領施行後の採取計画の認可申請について適用し、施行前の採取計画の認可申請については、なお従前の例による。 附 則 1 この要領は、平成5年4月1日から施行する。 2 この要領の施行の前に岩石採取計画の認可申請を受理された者については、なお従前の例による。	

採石法運用要領 新旧対照表

新	旧	備考欄
附 則 1 この要領は、平成7年11月1日から施行する。 2 この要領の施行の前に岩石採取計画の認可申請を受理された者については、なお従前の例による。 附 則 この要領は、平成9年3月21日から施行する。 附 則 この要領は、平成12年4月21日から施行する。 附 則 1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。 2 この要領の施行の前に岩石採取計画の認可申請を受理された者については、なお従前の例による。 附 則 この要領は、平成15年8月19日から施行する。 附 則 1 この要領は、平成17年1月1日から施行する。 2 この要領の施行の前に岩石採取計画の認可申請を受理された者については、なお従前の例による。 附 則 1 この要領は、平成18年7月1日から施行する。 2 この要領の施行の前に岩石採取計画の認可申請を受理された者については、なお従前の例による。 附 則 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。 2 この要領の施行の前に岩石採取計画の認可申請を受理された者については、なお従前の例による。 附 則 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。 2 この要領の施行の前に岩石採取計画の認可申請を受理された者については、なお従前の例による。 附 則 1 この要領は、平成27年12月26日から施行する。	附 則 1 この要領は、平成7年11月1日から施行する。 2 この要領の施行の前に岩石採取計画の認可申請を受理された者については、なお従前の例による。 附 則 この要領は、平成9年3月21日から施行する。 附 則 この要領は、平成12年4月21日から施行する。 附 則 1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。 2 この要領の施行の前に岩石採取計画の認可申請を受理された者については、なお従前の例による。 附 則 この要領は、平成15年8月19日から施行する。 附 則 1 この要領は、平成17年1月1日から施行する。 2 この要領の施行の前に岩石採取計画の認可申請を受理された者については、なお従前の例による。 附 則 1 この要領は、平成18年7月1日から施行する。 2 この要領の施行の前に岩石採取計画の認可申請を受理された者については、なお従前の例による。 附 則 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。 2 この要領の施行の前に岩石採取計画の認可申請を受理された者については、なお従前の例による。 附 則 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。 2 この要領の施行の前に岩石採取計画の認可申請を受理された者については、なお従前の例による。 附 則 1 この要領は、平成27年12月26日から施行する。	

採石法運用要領 新旧対照表

新		旧		備考欄																																																																																								
附 則 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。 2 この要領の施行の前に岩石採取計画の認可申請を受理された者については、なお従前の例による。 附 則 1 この要領は、令和5年7月1日から施行する。 2 この要領の施行の前に採石業の登録の申請書、採石業務管理者の合格証再交付申請書、岩石採取計画の認可申請書又は変更認可申請書を受理された者については、なお従前の例による。 附 則 1 この要領は、令和7年7月1日から施行する。 2 この要領の施行の前に登録事項変更届、岩石採取計画の認可申請書又は変更認可申請書、岩石採取休止・廃止届書を受理された者については、なお従前の例による。 (略) (別表1) 採石業者登録申請に必要な書類 採石業の登録に係る申請については、下記の書類を1部提出すること。 <table><tr><th colspan="2">必 要 な 書 類 等</th><th>様 式</th><th>備 考</th></tr><tr><td>①</td><td>採石業登録申請書</td><td>第1号</td><td>茨城県収入証紙を貼付すること</td></tr><tr><td>②</td><td>誓約書</td><td>第1号の1</td><td>登録申請者用</td></tr><tr><td>③</td><td>誓約書</td><td>第1号の2</td><td>採石業務管理者用</td></tr><tr><td>④</td><td>採石業務管理者に関する証明書</td><td>第1号の3</td><td></td></tr><tr><td>⑤</td><td>雇用の事実を示す書類</td><td></td><td>次のいずれか一つ（写）を添付すること</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・源泉徴収票</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・雇用契約書</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・労災保険掛金台帳</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・従業員のための保険証書</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・その他雇用事実を客観的に証明するもの</td></tr></table>		必 要 な 書 類 等		様 式	備 考	①	採石業登録申請書	第1号	茨城県収入証紙を貼付すること	②	誓約書	第1号の1	登録申請者用	③	誓約書	第1号の2	採石業務管理者用	④	採石業務管理者に関する証明書	第1号の3		⑤	雇用の事実を示す書類		次のいずれか一つ（写）を添付すること				・源泉徴収票				・雇用契約書				・労災保険掛金台帳				・従業員のための保険証書				・その他雇用事実を客観的に証明するもの	附 則 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。 2 この要領の施行の前に岩石採取計画の認可申請を受理された者については、なお従前の例による。 附 則 1 この要領は、令和5年7月1日から施行する。 2 この要領の施行の前に採石業の登録の申請書、採石業務管理者の合格証再交付申請書、岩石採取計画の認可申請書又は変更認可申請書を受理された者については、なお従前の例による。 _____ _____ (略) (別表1) 採石業者登録申請に必要な書類 採石業の登録に係る申請については、下記の書類を1部提出すること。 <table><tr><th colspan="2">必 要 な 書 類 等</th><th>様 式</th><th>備 考</th></tr><tr><td>①</td><td>採石業登録申請書</td><td>第1号</td><td>茨城県収入証紙を貼付すること</td></tr><tr><td>②</td><td>誓約書</td><td>第1号の1</td><td>登録申請者用</td></tr><tr><td>③</td><td>誓約書</td><td>第1号の2</td><td>採石業務管理者用</td></tr><tr><td>④</td><td>採石業務管理者に関する証明書</td><td>第1号の3</td><td></td></tr><tr><td>⑤</td><td>雇用の事実を示す書類</td><td></td><td>次のいずれか一つ（写）を添付すること</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・源泉徴収票</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・雇用契約書</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・労災保険掛金台帳</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・従業員のための保険証書</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・その他雇用事実を客観的に証明するもの</td></tr></table>		必 要 な 書 類 等		様 式	備 考	①	採石業登録申請書	第1号	茨城県収入証紙を貼付すること	②	誓約書	第1号の1	登録申請者用	③	誓約書	第1号の2	採石業務管理者用	④	採石業務管理者に関する証明書	第1号の3		⑤	雇用の事実を示す書類		次のいずれか一つ（写）を添付すること				・源泉徴収票				・雇用契約書				・労災保険掛金台帳				・従業員のための保険証書				・その他雇用事実を客観的に証明するもの	
必 要 な 書 類 等		様 式	備 考																																																																																									
①	採石業登録申請書	第1号	茨城県収入証紙を貼付すること																																																																																									
②	誓約書	第1号の1	登録申請者用																																																																																									
③	誓約書	第1号の2	採石業務管理者用																																																																																									
④	採石業務管理者に関する証明書	第1号の3																																																																																										
⑤	雇用の事実を示す書類		次のいずれか一つ（写）を添付すること																																																																																									
			・源泉徴収票																																																																																									
			・雇用契約書																																																																																									
			・労災保険掛金台帳																																																																																									
			・従業員のための保険証書																																																																																									
			・その他雇用事実を客観的に証明するもの																																																																																									
必 要 な 書 類 等		様 式	備 考																																																																																									
①	採石業登録申請書	第1号	茨城県収入証紙を貼付すること																																																																																									
②	誓約書	第1号の1	登録申請者用																																																																																									
③	誓約書	第1号の2	採石業務管理者用																																																																																									
④	採石業務管理者に関する証明書	第1号の3																																																																																										
⑤	雇用の事実を示す書類		次のいずれか一つ（写）を添付すること																																																																																									
			・源泉徴収票																																																																																									
			・雇用契約書																																																																																									
			・労災保険掛金台帳																																																																																									
			・従業員のための保険証書																																																																																									
			・その他雇用事実を客観的に証明するもの																																																																																									

採石法運用要領 新旧対照表

新					旧					備考欄
	⑥	採石業務管理者試験合格証		合格証の原本(登録後返戻)		⑥	採石業務管理者試験合格証		合格証の原本(登録後返戻)	
	⑦	生年月日、性別を証する書類		個人事業主の場合は本人と採石業務管理者全員分 法人の場合は役員と採石業務管理者全員分 (例：住民票（原本：個人番号のないもの）、健康保険証の写し等 <u>(採石業務管理者は住民票)</u>)		⑦	生年月日、性別を証する書類		個人事業主の場合は本人と採石業務管理者全員分 法人の場合は役員と採石業務管理者全員分 (例：住民票（原本：個人番号のないもの）、健康保険証の写し等_____)	
	⑧	登記事項証明書				⑧	登記事項証明書			
注) 1 個人の場合：①～⑦（ただし、登録申請者＝採石業務管理者の場合は⑤不要） 2 法人の場合：①～⑧（ただし、採石業務管理者＝役員の場合は⑤不要）					注) 1 個人の場合：①～⑦（ただし、登録申請者＝採石業務管理者の場合は⑤不要） 2 法人の場合：①～⑧（ただし、採石業務管理者＝役員の場合は⑤不要）					
(別表2)					(別表2)					
登録事項変更届に必要な書類					登録事項変更届に必要な書類					
採石業の登録に係る登録事項変更届については、下記の書類を正本1部、副本1部提出すること。					採石業の登録に係る登録事項変更届については、下記の書類を正本1部、副本1部提出すること。					
	必要な書類等		様式	備考		必要な書類等		様式	備考	
	①	登録事項変更届	第4号			①	登録事項変更届	第4号		
	②	誓約書	第1号の1	登録申請者用		②	誓約書	第1号の1	登録申請者用	
	③	誓約書	第1号の2	採石業務管理者用		③	誓約書	第1号の2	採石業務管理者用	
	④	採石業務管理者に関する証明書	第1号の3			④	採石業務管理者に関する証明書	第1号の3		
	⑤	雇用の事実を示す書		次のいずれか一つ（写）を添付すること ・源泉徴収票 ・雇用契約書 ・労災保険掛金台帳 ・従業員のための保険証書 ・その他雇用事実を客観的に証明するもの		⑤	雇用の事実を示す書		次のいずれか一つ（写）を添付すること ・源泉徴収票 ・雇用契約書 ・労災保険掛金台帳 ・従業員のための保険証書 ・その他雇用事実を客観的に証明するもの	

採石法運用要領 新旧対照表

新					旧					備考欄
	⑥	採石業務管理者試験合格証		合格証の原本(登録後返戻)		⑥	採石業務管理者試験合格証		合格証の原本(登録後返戻)	
	⑦	生年月日、性別を証する書類		個人事業主の場合は本人と採石業務管理者全員分 法人の場合は役員と採石業務管理者全員分 (例：住民票（原本：個人番号のないもの）、健康保険証の写し等（ <u>採石業務管理者は住民票</u> ））		⑦	生年月日、性別を証する書類		個人事業主の場合は本人と採石業務管理者全員分 法人の場合は役員と採石業務管理者全員分 (例：住民票（原本：個人番号のないもの）、健康保険証の写し等_____）	
	⑧	登記事項証明書				⑧	登記事項証明書			
	注） 1 個人の場合の採石業務管理者変更 ：①、③～⑦（ただし、登録申請者＝新しい採石業務管理者の場合は⑤不要） 2 法人の場合の採石業務管理者変更 ：①、③～⑦（ただし、新しい採石業務管理者＝役員の場合は②・⑧必要、⑤不要） 3 法人の場合の代表者変更 ：①、②、⑧ 4 法人の場合の役員変更 ：①、②、⑧（ただし、役員の退任のみの場合は②は不要）					注） 1 個人の場合の採石業務管理者変更 ：①、③～⑦（ただし、登録申請者＝新しい採石業務管理者の場合は⑤不要） 2 法人の場合の採石業務管理者変更 ：①、③～⑦（ただし、新しい採石業務管理者＝役員の場合は②・⑧必要、⑤不要） 3 法人の場合の代表者変更 ：①、②、⑧ 4 法人の場合の役員変更 ：①、②、⑧（ただし、役員の退任のみの場合は②は不要）				